

令和3年塩尻市議会6月定例会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和3年6月16日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 8号 公平委員会委員の選任について

議案第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 11号 財産の取得について

陳情6月第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

○出席委員

委員長	中野 重則 君	副委員長	赤羽 誠治 君
委員	牧野 直樹 君	委員	柴田 博 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中村 努 君
委員	青柳 充茂 君	委員	横沢 英一 君
委員	篠原 敏宏 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	小林 貴裕 君

午前9時56分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年6月議会定例会総務産業常任委員会を開会いた

します。本日の委員会には委員全員が出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。総務産業常任委員会を開会いただきまして、大変ありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり、それぞれ議案を御提案申し上げますので、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。次に本来ですと、今年度初めての委員会であることと、常任委員会の構成も新しくなったことから、当委員会に関係する職員の自己紹介を行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、各委員に配付してあります職員名簿により紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について副委員長から説明をいたします。

○副委員長 皆さん、おはようございます。本日は各議案及び陳情の審査を行います。委員会終了後に協議会を行いますので、よろしくお願いたします。私からは以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しては円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願い申し上げます。また発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第1号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 私からは、議案第1号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。議案関係資料1ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、本年3月29日の都市計画審議会で承認を受け、5月17日付で決定告示となっております野村桔梗ヶ原地区の地区計画について、本条例の適応地区に加えるため、必要な改正を行うものです。

概要ですけれども、資料2ページをお願いします。太枠で示す野村桔梗ヶ原地区整備計画区域内において建築物の用途、構造及び敷地に関する制限について定めるものです。具体的に申し上げますと、地区計画は地区レベルでまちづくりを進めるに当たって、良好な居住環境を形成、保持するために定めるものでございますけれども、都市計画決定だけでは届け出、勧告といった緩やかな制度であるため、計画が確実に実施されない可能性があることから、建築基準法68条の2に基づきまして、本条例により建築確認の際の確認事項とすることで、地区計画に沿ったまちづくりを確実に進めることができるものであります。

新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は別表第1と別表第2に、18か所目の地区として野村桔梗ヶ原地区整備計画区域を新たに追加するものです。以降、7ページまでは制限内容を表にした内容になっております。

追加します整備計画の内容につきましては、議案の1ページをお願いいたします。野村桔梗ヶ原地区の特徴としましては、先ほどの地図にお示しする格子状に引かれた3か所に、既存住宅を含めて約40戸の住宅用地を計画しているため、この表に示す工業系区域と住居系区域に区分し、それぞれ上乘せで制限を設けております。また、それぞれの制限の内容については、議案1ページから3ページに記載しますとおりで、事業所用地として適正な規模による開発を誘導すると共に、それぞれのエリアにおいて用途の混在等を防止し、良好な市街地環境を形成するための規制、誘導を図る内容となっております。

次に、この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものです。説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問がありましたら、お願いいたします。

○中村努委員 関係資料の2ページの地図ですけれど、この計画では東通線はまだ書き込まれてないのですが、特にそれは問題ないのですか。

○都市計画課長 あくまでも、ここにお示ししている図面は野村桔梗ヶ原地区全体の整備計画の区域ということで実施しておりますので、この中の道路ですとか、そういったものについては、この地区計画というよりは、実際のこれから工事をする段階で明らかになってくるという形ですし、都市計画道路の都市計画決定している部分については、きちんとそこで明示になっておりますので、ここで示す区域については、あくまでもその道路等は入っていないといった形です。

○中村努委員 たしか、エプソンの東側の地区計画をつくったときに、都市計画道路の部分は区域からわざと外したのですよね。道路分がもったいないということで、そういう線の引き方をしたと思うのですが、今回の場合は、この後都市計画道路が開いても、その部分を含めた区域ということになってしまうということでもいいですか。

○都市計画課長 そのとおりでございます。この都市計画道路を含めた区域ということで、今回、地区計画決定を都市計画審議会ですしているところです。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 同じく2ページの図面を見ていただいて、この計画区域の中には工業系の区域と住居系ということで書かれているのですけれども、この住居系については、なぜこの位置に住居系を設けたのかということについて、例えば今でもその辺の区域の中に既設でもう住宅がある部分もあるとは思うのです。そういうことも考慮されているとは思いますが、改めてお聞かせください。

○都市計画課長 まさに今、委員のおっしゃられたとおりでございます。現在、このエリアの中に既存住宅が既にございます。そういったところをそのまま生かしてしまいますと、なかなか工業系の工場を建てたりするときに、非常に住居のほうが難しいというところです。こういったエリアに既存住宅を集めるといった形で換地を計画したことによりまして、約40戸あるのですけれど、このような格子状の部分に集めた状況です。この中には、たしか約8戸、既存住宅があるのですけれども、あくまでも、今ある部分に集めていったときに、先ほどの都市計画道路ですとか、そういった換地の都合上、40戸ほどの住居ができるといったぐあいになります。あくまでもこの工業団地の整備ですので、職住が近接しているということも考えながら、こういった形で計画を進めているところです。

○柴田博委員 そうすると、今の図面の中で示されている工業系の区域の中にある既存住宅についても、この3か所に移設させるということと、あと、この3か所については、今ある住宅を移設するだけではなくて、余った土地については販売もしていくということでしょうか。

○都市計画課長 そのとおりです。

○委員長 いいですか。ほかにいかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 今の柴田委員の質問とも関係しますが、ここに住まわれている方が、そうやって移動することも含めて、意味は分かりましたが、下水道区域、水道の給水区域との整合は取らなくていいわけですか。

○都市計画課長 下水道の関係につきましては、この部分を市街化編入したときに、エリアの拡大をしておりますし、その分については、都市計画化決定を新たにしているところです。

○篠原敏宏委員 今回の下水道関係の区域の中では、新たにそういう手続としては必要ないという解釈でよろしいですか。

○都市計画課長 市街化編入の際に、全て手続は終了しているといったところです。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○中村努委員 3ページから4ページにかけての、建築してはならない建築物等ですが、工業系、住宅系、両方とも、神社、寺院、教会、その他これに類するものというのがあります。最近、小規模の葬儀場が結構できてきているのですが、それはこれには当たらないという理解でいいですか。

○都市計画課長 担当の係長より御説明申し上げます。

○建築住宅係長 葬儀場につきましては、旅館業法に関わるものについては、ホテル・旅館という形で、こちらについてはもともと工業地域では建てられない建築物になっているため、制限がかかったような状況になっております。

○中村努委員 工業地域というのはどこですか。

○建築住宅係長 工業地域というのは、用途地域のことです。こちらに今、地区計画がかかっている前に、市街化編入した際に、用途地域が工業地域として網をかけているところです。工業地域では、もともとホテル・旅館というものが、用途地域の中に建てられないという形で制限されています。葬儀場につきましては、旅館業法に関わるものについては保護法があるということですので、ホテル・旅館という形で判断をされているというのが、全国の通例となっております。

○中村努委員 確認なのですが、この区域内の住居系区域も、そういうことでそれはできないという理解でいいわけですか。

○都市計画課長 まさにそのとおりでして、整理しますと、市街化編入した際に、この部分、皆さんも御承知のとおり、都市計画図に色塗りをされているところが市街化区域です。その中で、住居系ですとか、工業系という用途区域を分けております。この場所は、既に市街化編入の段階で、工業区域という形でまず色塗りをしております。そのプラスで、上乘せ制限として、今回こういった地区計画を立てているといったところです。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第1号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○委員長 続いて、議案第2号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 私からは、議案第2号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてをお願いいたします。こちらの条例につきましては、議案関係資料で御説明いたしますので、議案関係資料8ページからお願いいたします。

1の提案理由ですが、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するためのデジタル庁設置法が、令和3年9月1日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要ですけれども、(1)として、情報提供等の記録の訂正を実施した場合の通知先が、総務大臣から内閣総理大臣に改められるもの。(2)として、引用しております法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の条項の改正に伴い、改めるものです。

1つ飛ばしていただきまして、4の条例の施行等についてですが、令和3年9月1日から施行するものです。

お戻りいただいて、3の条例の新旧対照表ですけれども、9ページをお願いいたします。第28条の3、第2項におきまして「総務大臣」とあるものを「内閣総理大臣」に改正することと、次の行以降では、号のずれによるものです。こちらにつきましては、法律で、「転職時等において使用者間で特定個人情報の提供を可能にする」というものが、新たに19条第4号に追加されたことによりまして、以降繰り下がりましたことにより、第7号が第8号、第8号が第9号にそれぞれ繰り下がるものです。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 総務大臣から内閣総理大臣に変更しなければいけなかった理由については、何か分かれば教えてください。

○総務人事課長 係長から答弁いたします。

○行政係長 このデジタル庁設置法の施行に伴いまして、デジタル庁の長及び主任大臣が内閣総理大臣ということにされておりますので、総務省からデジタル庁に、この事務の所管が移ったことに伴う改正でございます。

○柴田博委員 デジタル庁の責任者ではいけなかったわけですか。

○行政係長 法律上、主任大臣が内閣総理大臣とされておりまして、その内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括する者としてデジタル大臣が置かれております。あくまで責任者は内閣総理大臣という位置づけです。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 文言上、8ページの1の提案理由の「施行されることなど」の「など」というのは、デジタル庁設置法以外に、根拠となる法律として、議案第3号にある、さっきこの法律の名前も言ったと思うのですが、それが「など」という解釈ですか。

○総務人事課長 先ほど申しましたけれども、マイナンバー法の条ずれがございますので、そういったものが、「など」ということになります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 今の条ずれの関係ですけれども、第4号が新しく入ったので条がずれると言われて、第7号、第8号が、それぞれ第8号、第9号に変わっているのですが、この第5号、第6号というのは、ずれないわけですか。

○総務人事課長 全てずれておりますけれども、この条例に出てくるものの中では、第7号、第8号それぞれがずれるということです。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 続いて、議案第3号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○デジタル戦略課長 私からは、塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案関係資料の10ページをお願いします。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーについて、この利用等に関する法律が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

概要といたしまして、市長部局内において個人情報を利用して授受することができる事務及び特定個人情報を追加するものです。

1つ飛ばしまして、条例の施行等につきましては、条例の公布の日から施行するものです。

お戻りいただきまして、新旧対照表を説明させていただきますので、11ページを御覧ください。改正案につき

ましては、御覧のとおり新規に設けられるものですが、趣旨といたしましては、国の事業として行われる低所得の子育て世帯への支給が閣議決定されたことに伴い、課税情報を確認するために庁内連携を可能とするものです。私からの説明は以上となります。御審議をよろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたらお願いいたします。

○柴田博委員 どういうふうになるのか、どういう中身なのかについて、もう少し分かりやすく説明してください。

○デジタル戦略課長 低所得の子育て世帯に対する特別給付金が閣議決定されたのですけれども、そのうちのひとり親世帯以外の方々の低所得者層の支給に対しまして、非課税世帯への支給となっていることから、その課税情報を閲覧、連携できるように設置された条例です。以上です。

○柴田博委員 今までは、それはできなかったということなのですか。

○デジタル戦略課長 この制度自体は今回閣議決定されたので、新たに設定されたのですけれども、同様の閲覧、確認というものはその都度条例に定めてやっております。例えばで申し上げますと、福祉医療費であるとか保育料であるとか児童手当などの所得確認、そういった課税情報を連携するということは行っております。その都度条例で設定しているものです。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○中村努委員 よく分からないのですが、今回の条例改正は低所得のひとり親家庭以外の特例給付のためのマイナンバーカードを使った所得の把握ということで、今後も様々な条件で所得を確認しなければいけないことがあると思うのですが、それはこの条例で全部カバーされるということなのか、今回のことに特定されるということですか。

○デジタル戦略課長 今回の条例は、あくまでもこの特例給付、今回のひとり親以外の世帯状況、今回のものだけです。

○中村努委員 確認ですが、それは括弧書きの法律にある令和3年法律第38号ということが書いてあるので、そういうことになるということでしょうか。

○デジタル戦略課長 そのとおりです。

○委員長 よろしいですか。ほかはいかがですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第8号 公平委員会委員の選任について

○委員長 続いて、議案第8号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 続きまして、議案第8号公平委員会委員の選任についてをお願いいたします。議案関係資料で御説明いたしますので、別紙議案関係資料21ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものです。

2の概要ですが、公平委員会委員につきましては、地方公務員法の規定により3名です。この委員3名のうち北川直樹氏が令和3年6月30日に任期満了になることに伴い、新たに牛山雅恵氏を適任者と認め、選任しようとするものです。

3の略歴につきましては、次の22ページをお願いいたします。住所は広丘原新田、年齢は60歳でございます。職業、略歴につきましては、記載のとおりです。任期につきましては、令和3年7月1日から令和7年6月30日の4年で、報酬は塩尻市特別職の給与等に関する条例の規定によりまして、日額9,500円です。

公平委員会の業務であります。職員の不利益処分審査請求に関する審査、職員からの苦情処理といった内容となっておりますが、近年開催の実績はございません。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたら、お願いいたします。

○丸山寿子委員 今回適任者と認めて選任をという方についてどうということではなくて、選んでいただいたことでよいと思うのですが、委員を選ぶ中で全体的なバランスといったことをどのように配慮して適任者を選んでいるのかについてお聞きしたいと思います。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 具体的な内容ですので、私から御説明させていただきます。公平委員会の関係は、塩尻市職員の関係、それから塩尻市採用の教職員の関係ということが主になりますので、バランス的には3人のうち職員であったOBの方、それから学校の教職員であったOBの方、それからあと民間からの知識が必要ということで、そういった観点から3人の方を選任しています。

○丸山寿子委員 それから年齢は、今回の方は60歳ということですが、年齢ですとか性別ですとか、そういったことのバランスはどのようになっていますか。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 年齢的には現在、基本的に御職業を退職される年齢60歳、これから定年の延長がなされてくるということもあります。それから再任用の関係とかがありまして、大体定年退職されて65歳ぐらいの方が2期、3期務めていただくのが一番理想的かと思っておりますけれども、大体その辺、60歳代を基本をお願いしているところです。あと女性等の登用につきましては、特に制限は何もありません。そのときそのときの適した人材ということでお願いしておりますが、女性は特に配慮しています。今回は1名女性委員がおりますので、その中でもう1名適任者として女性を選んだところです。

○丸山寿子委員 制限されたら非常に困ると思いますので、配慮してバランスよく3人中女性も男性もいるというように答えていただけたらと思います。

○委員長 よろしいですか。答えはいいですか。そのほか、御質問ございますでしょうか。

○中村努委員 教えてほしいのですけれど、近年は申立てがないということでしたけれど、何か申立てがあったときに、公平委員会というのはどういう権限があるのでしょうか。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 流れ的に申しますと、まず措置の要求等がありまして、調査をするわけです。それからそれを受理するかどうか、審査して判断していくわけですが、内容としましては、職員の違法ですとか不当ですとか、そういったものがあれば、是正措置を指示していくことになります。

○中村努委員 是正するように言うだけで法的な権力はないということで、もしそれで争いになったら、別の法律の分野での解決ということになっていくわけですか。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 そういう形になります。

○委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第8号公平委員会委員の選任についてにつきましては、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号公平委員会委員の選任についてにつきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○委員長 続いて、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 続きまして、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをお願いいたします。こちらも議案関係資料で御説明いたします。議案関係資料23ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますけれども、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものです。

2の概要ですが、固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法及び塩尻市税条例の規定により3名でございます。この委員3名のうち田口美知恵氏が令和3年6月30日に任期満了になることに伴い、再び田口氏を適任者と認め、選任しようとするものです。

3の略歴につきましては、次のページをお願いいたします。住所は大門桔梗町、年齢は51歳です。職業、略歴につきましては、記載のとおりです。任期につきましては、地方税法の規定により3年となっており、令和3年7月1日から令和6年6月30日です。報酬につきましては、塩尻市特別職の給与等に関する条例の規定によりまして、日額9,500円です。

固定資産評価審査委員会の業務でございますけれども、固定資産課税台帳に登録されました価格に関する不服審査決定等です。開催の状況でございますけれども、近年では平成27年に2件、平成30年に1件申出があると

聞いております。説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございました。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

○**丸山寿子委員** 議案第8号と同様に、適任者と認めて選任ということですので、今回の方は再任でいいと思うのですが、どのような基準で選任しているのか、それと全体的なバランスについて、こちらについてもお聞かせください。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** こちらにつきましても、女性の委員は特に配慮してございますが、特に固定資産は、3年に1度の評価額に対する不服申立てということになりまして、特に専門的知識を要する必要がございます。学識経験者等の中から基本的に選任ということに配慮してございます。今回特に3年に1度という評価替えの年になっております。その不服申立てが出てくる可能性がかなり高い年でございます、委員の研修等を毎年行っているわけですが、最近のコロナの影響によりまして、これもなかなか思うようにいかないこともございまして、いきなり選任されてもなかなか対応できないという委員等の御事情もございまして、今回は引き続き御相談した中では委員長を引き受けていただくということです。

○**丸山寿子委員** 3人のうち、男女比はどんな構成でしょうか。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 基本的には女性の委員1人は必ず入っていただきたいと思っています。そんな形で、過去、田口委員、女性の委員ですが、そのときもお願いして、女性に配慮してお願いしたところがございますが、基本的には学識経験者等ということです。

○**柴田博委員** この田口さん以外の2人について、お名前と年齢と職業についてお知らせください。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 失礼いたしました。現在委員長職務代理、小島賢司さんでございますが、元職員OBです。それから北沢浩明さんにつきましては、現在司法書士の職業に就いている方で、昨年度選任してお認めいただいたところです。

○**委員長** 丸山委員、よろしいですか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

議案第11号 財産の取得について

○**委員長** 続いて議案第11号財産の取得についてを議題といたします。説明を求めます。

○**総務部参事** それでは議案第11号財産の取得について御説明を申し上げます。議案関係資料の27ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、消防団に配備をする消防車両を買い入れるため、その財産の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要でございますが、取得する財産につきましては、消防車両の普通積載車3台でございます。取得の金額は2,613万6,000円で、1台当たり871万2,000円です。取得の相手方につきましては、塩尻市広丘吉田のCSK総合防災株式会社塩尻営業所です。積載車につきましては、更新基準の目安を22年としておりまして、今年度は3台が該当してまいります。配備先は塩尻分団第10部、広丘分団第4部、宗賀分団第4部の3か所を予定しているものです。説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

○**柴田博委員** 古くなった3台についてはどのように処分されるのかをお願いします。

○**総務部参事** ここで入れ替える旧車両につきましては、インターネットオークションに出店しまして売却をする予定でございます。以上です。

○**柴田博委員** 今までにそういうことがあったと思うのですが、今までの実績等分かれば教えていただけますか。

○**総務部参事** 手元に直接の資料がございませんので、後ほどお願いいたします。

○**委員長** よろしいですか。では、後ほどお願いいたします。ほかにありますか。

○**横沢英一委員** 3台の関係ですが、入札か何かでやると思いますが、そんな状況を教えていただけますでしょうか。

○**総務部参事** 今回は松本広域管内に本社または営業所を有する消防機材の取扱業者と自動車メーカー、これらのうち消防車両の直接取扱いがある業者ということで全て指名をさせていただき、指名競争入札を行っております。以上です。

○**横沢英一委員** 競争入札ということですが、大分1位と2位とは入札では差があったのでしょうか。

○**総務部参事** 担当の係長よりお答えいたします。

○**消防係長** 1位と2位の差はほぼないと言いますか、10万円程度だと思います。

○**横沢英一委員** ありがとうございます。

○**委員長** いいですか。ほかにいかがでしょうか。

○**篠原敏宏委員** 消防車の更新の基準は何年たつと更新の時期になるかと、あと、今、他の分団も含めて順番があると思うのですが、これは今から5年ぐらい先までほぼ分かって、予定が立っているという認識でよろしいですか。

○**総務部参事** 更新の期間につきましては、ポンプ車と普通積載車については22年としておりまして、軽の積載車がございまして、軽の積載車は20年としております。これについては周辺の市町村の状況、あるいはまた走行距離等を勘案して決めているものです。そして計画的に、ある年度に費用負担が重ならないような形で、この更新期間の20年をベースに、向こう何年間を見通した消防車両の整備計画というものを昨年度立てまして、それに基づいて更新を行っていくこととしております。以上です。

○**篠原敏宏委員** 分かりました。現場の各消防団の、特に機械をやっている人たちからの、うちの機械をちっとも更新してくれないとか、要は現場の皆さんのそういう不満だとか、22年というとかかなり機材が古くなるわけで、

そう思っている現場の皆さんがおられるのではないかと思います。意味は分かりますので、ぜひ現場の皆さんの声を聞いていただいて、更新を短くしろというわけにはいかないですが、納得して日々消防業務に当たっていただけるような、そういう雰囲気づくりをぜひ努めていただきたいなど、これを要望にさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第11号財産の取得についてにつきましては、原案の通り認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号財産の取得についてにつきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ここで5分ほど休憩をさせていただきます。

午前10時45分 休憩

午前10時48分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。

陳情6月第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

○委員長 次に、当委員会へ回付された陳情は1件であります。令和3年度6月第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、本日は、議会基本条例第7条4項に基づき、陳情者の出席を頂いております。資料は既に配付しております。それでは、陳情者の松本地区労働組合連合会議長鈴木さんから御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○陳情説明員 どうも皆さん、お忙しいところ時間を頂いてありがとうございます。資料のほうに冊子がまず1つありまして、1ページ目を見ていただきたいのですが、昨年からのコロナ禍で本当に非正規労働者、特に生活のインフラや国民生活を支えている医療、介護、清掃、交通、流通、飲食などで働いている中で、非正規労働者が多い。そういう中で仕事が無くなったり、本当に生活が大変だということで相談が寄せられています。去年の最低賃金は、雇用か賃金かということで、結局雇用を選ぶということで、最低賃金はほとんど上がらなかったのです。平均で1円しか上がらなかった。だけど、その1ページの下グラフにあるとおり、去年の7月で131万人。去年の11月で、これ2021年11月となっていますけれど、2021を2020にして訂正していただいて、

2020年11月状況では、62万人減っている。これは、前年同月増減です。これだけ雇用が失われている。仮に、最低賃金をもっと上がれば、もっと減ったのではないかと指摘する人もいるかもしれないですけども、いずれにしても雇用は守れていなかったということです。

2ページ目に行っていたら、100対69対27という大きい数字があります。これは日本の労働者の平均賃金、年収です。男性の正規が561万円。女性正規が388万円。そして、女性の非正規労働者の年収152万円が平均でこういう比率になっているということです。それで私たちは、このままでは本当に非正規労働者の生活を守れないということで、陳情を出しています。

1つは、全国一律という問題です。3ページ目のグラフを御覧ください。地方の経済がなかなかよくなっていかない、人が減っているということで、これは人口の流出、上がっている、入ってくる人が多い。下の棒グラフが、出ていく人が多いという各県です。それと折れ線グラフが最低賃金。これがほとんど連動している。最低賃金が高いところ、都道府県には人がどんどん入ってくる。低いところは人が出ていく。少し考えれば当たり前のことですけども、特に外国人労働者が、結局都会に行ってしまう。本当は、地方のほう人手不足の実態が多いと言われているのですけども、結局こういう関係で、最低賃金が低いところに人は集まらないという実態があるということです。

4ページ目見ていただくと、各都道府県ごとに最低賃金を決める方式ですので、2006年には一番高いところと低いところの差が109円、今では221円も差が拡大している。余計そういう格差が生まれているということです。

資料5ページの上のグラフと折れ線グラフは、最低賃金を引き上げると雇用がなくなってしまうと、こういう声もありますけども、結果的には、全国の平均ですけど、この棒グラフの最低賃金はどんどん上がってきたのですけども、失業率は下がってきているというので、最低賃金を上げて失業率が高くなってはいないというのが現実です。そういう意味で、どうしても地方と都市との格差をなくすためには、ぜひ全国一律の最低賃金が必要だということです。

2番目に、時給1,500円以上をなぜ目指すのかということです。去年、私たち仲間の県労連で、最低生計費調査というのをやったのです。資料の6ページを見ていただくと、大体3,500人ぐらいアンケートを取って、マーケットバスケット方式という方式で、普通に暮らすにはどのくらい経費がかかるのかという計算をしました。みんな、持ち物検査、下着から全て調査して、7割以上が持っている物は必要だというような認識で洗い出して、その品物がその地域で幾らになっているかという価格調査をしまして、その価格の下から2番目を採用する。さらに、7割以上持っている物をみんなで集まって吟味して、本当にそれは必要かどうかをチェックしてやった結果が、この表の一番左のほうです。これが、長野市で調査、計算した場合の結果です。同じように我々の仲間が、東京北区、埼玉、新潟、茨城で、こういう形でやって、ほとんど変わらないという結果が出たのです。私たちは、そうはいつでも東京よりも低いのではと思ったのですけども、結果的にはほとんど変わらない。大きな要因は、やはり住居費が東京のほうが高いけれど長野のほうは低い。だけど、交通、通信は車を持たざるを得ないということで高くなるということで、結果的には東京都ほぼ変わらないという結果が出ました。

そうはいつでも、今、時給1,500円に引き上げられるかというと、中小零細企業では大変だということで、特に声を聞いてみると、今でも賃金を上げれば、わずかでですけど支援が来るといって支援制度があります。あとは、社会保障の負担を減らしてくれれば、何とかできるのではないかといい声があります。

資料の7ページには、取りあえず1,500円にするためには、私どもの試算では総額4兆5,000億円。このぐら
いかかるということで、これを何とか捻出して、ぜひ中小零細企業と一緒に支援の拡充を呼びかけて、これをセ
ットにして、実現していただきたいと思いますということです。

最後の8ページには、全国知事会の、特に地方の地域経済の好循環の拡大に向けた提言で、地域間格差を解消し
てもらいたいと、最低賃金の改善の要望が出ています。もう1つ下のほうですけれども、自民党国会議員による
最低賃金一元化推進議員連盟というのができまして、その事務局長を長野県出身の議員が務めていて、務台議
員ですけれども、地方の経済をよくするためには、最低賃金は引き上げなくてはならない。しかも、全国一律にし
なくてはならないと、こういう提言を出しているのです。それも今の菅首相に提言して、今年の骨太方針には、
さすがに政府も最低賃金の改善、3%程度、平均1,000円ぐらいを目指そうというような文章が盛り込まれたと
いうように聞いています。

次の、このカラーのチラシです。これを見てもらうと、私たちの仲間が同じようなマーケットバスケット方式
で試算、調査した結果、ほとんど時給1,500円から1,600円必要だという調査結果が出ました。そういう意味で
は、全国どこでも同じだと。しかも時給1,500円程度がやはり必要だというような結果が出まして、塩尻市議会
の皆様には、過去時給1,000円ということで陳情していたのですけれども、今回からは時給1,500円という金額
をお願いするようにしました。

それと最後に追加で、連合通信という労働運動の新聞の記事で自民党の務台議員のインタビューを載せていま
す。それから下に赤い四角で囲ってありますけれども、政府の諮問会議では、最賃を引き上げても雇用がなくな
るといようなことはないのだと、こういう結論を発表したのです。それで務台議員も、これを根拠にこれからは頑
張っていくのだということを言っています。務台議員は、財源は大企業の内部留保を取り崩して、それに充
てたらどうかというような案も一緒に発表しています。そういう意味で、私たちは5年間かけて最低賃金を引き
上げて、全国一律の最賃制度をつくっていかうということで、今年も各自治体、全国の自治体に同じような中身
の陳情を出して、世論をつくっていかうという運動を行っておりますので、ぜひ御理解いただきたいというこ
とです。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○中村努委員 鈴木議長、今日は御苦労さまです。いつもありがとうございます。直接この陳情とは関係ないか
もしれませんが、陳情を出していただくということは市民の皆さんの大事な権利で、非常に重要なことで、これ
は守っていかなければいけないと思っていますし、国に対して意見書を出すということは大事な仕事だと思っ
ていますので、一生懸命、我々も考えているところです。参考として教えていただきたいのは、松本地区労働組合
連合会の皆さん、よく陳情を出していただいておりますが、何か成果があった事例があれば、ぜひ教えていた
だきたいと思いますが、どのようなものでしょうか。

○委員長 鈴木議長、いかがなものでしょうか。

○陳情説明員 成果というのは、まだ、最近はそんなに上がりませんでしたけれども、それまでは結構上がって
きていたのです。政府も民間の企業の関係も1,000円を目指そうというのが数年前に合意されて、時給1,000円
は必要というのは全国的にも認知されたと。それで、今、我々は1,500円というところが、そこまで行っていな
いと。松本市が、今まで私たちが言っていることはほとんど分かって。だけど、趣旨採択ということで、意見書

を挙げていなかったのです。こういう今日の議会で趣旨採択をされても、意見書を挙げなければ何の意味もないということになります。それで、今年は松本市で意見書を挙げていただくことになりました。ほかの私たちが管轄する村では、今回はほとんど挙げていただいております。そういう意味で、今、情勢的には最低賃金をやはり上げないといけないという雰囲気が、先ほど言ったように、自民党の与党の中にもそういうグループができて、本当に地域経済を守るためには全国一律でなければいけないという声が大きくなっているというのが成果だと思えます。以上です。

○中村努委員 ありがとうございます。今回、いろいろなところで採択というような話がありますが、今、他市の状況はどんな状況か教えてください。事務局から。

○議会事務局主事 同陳情を受理している市が 17 市ありまして、委員会審査終了となっている状況をお伝えいたします。趣旨採択が 3 市、不採択が 6 市となっております。以上です。

○委員長 そうすると、9 市は意見書の提出はないということですか。採択は趣旨選択ですか。

○議会事務局主事 意見書の有無で、松本市は意見書ありということで、3 月 19 日に出しているような状況になっております。

○委員長 意見書ですか。

○議会事務局主事 はい。それ以外のところで趣旨採択されたところでは出されたところは今のところありません。

○委員長 趣旨採択が 3 市、不採択が 6 市。中村委員、そういう状況のようであります。いかがでしょうか。

○牧野直樹委員 松本地区労働組合連合会というのは、どういう組合がそこに加盟をしているか教えてください。

○陳情説明員 一番大きいのが医療関係です。村井にある昔の国立、今は独立法人ですけれども、あとは民間の病院と日赤関係の医療の関係と、あとは国家公務員関係の組合、ハローワークとか労基署とか、あとは高校の教員の組合、それと、あとは少ないのですが、松本歯科大の組合、あとは保育園、無認可保育園とか公でなくて私立の保育園の組合、あと運輸の関係、全部で 19 単組が入っています。以上です。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 都市と地方の格差、これは本当に、私は是正しなければいけない方向だと前から思っていましたし、東京一極集中が、いかにリスクが高いかということはコロナで今回出たのですけれども、賃金の格差が、逆に言うと、流入を今までは促進する動きできたけれど、今は逆転しつつあるということを含めて、やはり最低賃金が平準化する動きはそのとおりでと思います。一方で、お聞きしたいのですけれども、先程、途中まで 1,000 円という要求だとか、それは私が議員になった頃は、確かにそういうような要望が出ていたのですけれども、それが今 1,500 円に変わったと。これはいつ頃そういうように金額の要求レベルが 1,000 円から 1,500 円に上がったのでしょうか。

○陳情説明員 まず、東京、神奈川が 1,000 円になったのが 3 年か 4 年前。その頃から東京は 1,500 円と聞いていたのですけれども、私たちはまだ 1,000 円必要なのです。早期に 1,000 円と。それで、実際に 1,500 円と言いつ出したのは全国の最低生計費調査。長野も去年の春頃に終わって、結果が出てからです。去年の最初の頃から 1,500 円ということにしました。

○篠原敏宏委員 思い切って目標を上げると。しかも菅政権が、総理大臣がいわゆる 1,000 円規模を、自民党が、中枢がそういうことを言い始めて、そうすると 1,000 円という要望のレベルは意味をなさないという、むしろそ

ういう話で目標値を上げるという。そのことと、中小事業者が雇用に影響を出させていないというけれど、程度の問題ではないかと思うのです。例えば、韓国がムン・ジェインになって1,500円と政権が約束をして、それをやって、でも韓国経済が破綻に近づいているのは、一番は最低賃金を韓国が1,500円に上げるということになってから、韓国経済は実はやばくなってきたという話もある。それは国際経済の話なので、私はよく分かりませんが、これは非常に程度があるのではないかという気がするのです。商工業者からしますと、本当にかつかつのところでやっている人件費が1,000円から1,500円に上がれば、1.5倍、単純に計算が成り立ちます。もう諦めないといけないということになるので、5ページのところで影響がないといっている下がり方とグラフになっているみたいですが、これは指標の単位が違って、ですから、これを1,500円とすると、逆に言うと、議会でも他の市町村の中で、それを意見書にして議会の総意でそれを出すという方向には難しいのではないかと思うのです。1,000円が1,200円ぐらいのところの話がいただければ、それと、都市と地方との格差を是正するという方向だけでしたら、これは十分に理解されるし、一般の皆さんもですけど、中小の経営者からすると何を言っているのか、何をめているのかということになる。その辺りはいかがですか。分析はされていないのですか。

○**委員長** 今日、審議しているのは、陳情書を採択するかどうかということですよ。

○**篠原敏宏委員** 分かりました。ですが、意見書案までついて、それほどまで当議会が判断をしなければいけない。その判断の基準が今説明されたところで、この水準がどうなのか。私が思っているのは、格差の是正まではいいが、水準が幾ら何でも、それでそのまま意見書には私も踏み出せない。ですから、今、お聞きしているのです。この資料を出していただいているので、それは説明をしていただかないと判断できません。

○**牧野直樹委員** 説明も何も、1,500円と出てきているのだから。それがいけないということですか。

○**陳情説明員** 基本的には先程委員が言われたように地方と都会の差を縮めることは全体としては分かるけれども、1,500円は理解できないという場合には、当然、この議会で1,500円をやめようとか、それを変更して意見書を出すということは別に構わないと思います。ただ、先程言った、韓国の話は私も聞きました。実際には、今、大分収まったということですけど、アメリカも今1,015ドルということで1,600円ぐらいに各州が最低賃金を上げています。バイデン大統領も上げるということで、実際には雇用が喪失したという結果は出ていないということです。先程言った、日本のこの6月に出た諮問会議の中でも、地方ほど競争が激しくないから価格に転嫁できると、最低賃金が上がっても、それで雇用がなくなることはないという結論に達したという報告がされています。最後に、そこには資料がないのですけれども、最賃引上げのための中小企業の支援というものは、私どもが調べた中で、フランスが2兆2,800億円、韓国が9,800億円、アメリカが8,800億円、日本は87億円という今の実態があるということで、要は、私たちもある程度中小企業の支援をしないと、1,500円は無理だと思っています。それでセットで中小企業支援と一緒にやっていただきたいというのを3番目に挙げて、セットで1,500円を目指したいということです。以上です。

○**委員長** そのほか御意見ございますでしょうか。

○**柴田博委員** 私は、今、説明されたとおりでであると思うので、採択すべきだと思います。ちなみに計算してみても、全国で一番高い東京都の場合で1,013円ということですけど、1日8時間、週5日働いて年収が幾らになるかと言えば、210万円です。計算すれば、一番高い東京都でも、これが、1,500円になった場合にはどうか

というと、同じ条件でやると、それでもやっとなら 25 万円という形です。普通の常勤で働いている方と比べたら、25 万円だって低いと思うので、最低生活ができるくらいの賃金というのはやはり必要だと思うので、前には 1,000 円のところでは意見書を出したことがあったと思うのですけれども、1,500 円ということでも、いろいろ今、説明いただいた資料を見ても、全国一律で大体そのくらいが必要だということでもありますので、私は、塩尻市議会として意見書は採択をして、この中味で提出するべきだと思います。

○委員長 そのほか御意見ありますか。

○丸山寿子委員 コロナで特にというところはありますけれども、非常に女性と若者が苦しい状況で、自殺者も増えているというような状況。コロナがなくても、女性の給与の比率が、男女比で 10 対 6 と日頃から言われているようなのですけれども、本当に労働の流出ですとか様々な状況、それから、都会と地方での生活費が実はそう変わらないということも新聞等で報道されているので、私としては意見を地方から挙げていく、声を挙げていくことが大切と非常に思っております。以前、1,000 円というときも、なかなか本当にそれはそうだと思うのですが、厳しいなと思いながら意見書を出したということがあります。私たちが意見書を挙げていく中では、やはり中で議論して、意見書の案文で出されたものそのものを出すのではなくて、もう出せるわけなので、理想とすれば 1,500 円になってほしいと思うので、それで気持ちは十分あるのですけれども、1,500 円のところにこだわらなくても、私は意見書を出していったらと思っています。

それで事務局に確認したいのですけれども、松本市が意見書を出したということなのですが、どこまで踏み込んで出しているのか。もし分かれば教えていただけたらと思います。

○議会事務局主事 3月に趣旨採択で意見書を出された内容についてですけれども、意見書の中の出案については 1,500 円と出しているのですが、松本市では特に金額は記載せず、内容を委員会で字句の訂正等をして出しているような形になっております。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 最低賃金を上げていかなくてはいけない、全国一律にしていかななくてはいけないという考えには賛同しますが、いかにいっても 1,500 円というのは無理があると私は思っています。この辺が陳情された皆さんと私の認識が違うところで、非正規労働者、あるいはフリーランスで働く方が、失業や労働時間削減に追い込まれて、健康で文化的な生活の最低生計に見合った賃金が得られていないので、最低賃金を 1,500 円にすることで解決せよという御趣旨だと思いますが、私は逆に、この急激な最低賃金という制度をつくってしまうと、労働雇用環境が更に悪化していくと思っています。現に、このコロナ禍の中で中小零細企業の皆さんのところへ何か所もお伺いしたり、そこで働く皆さんのお声を聴く中で、実際に悪く言うとブラックなのかもしれないけれども、労働法制がきちんと守られていないところも結構あるわけなのです。こういう御時世になっていろいろなそういうところへも目が入るようになって、このまいうちはこのやり方を続けていくことはもう無理だということで、私も実際そういった休業手当を出せない事業者の皆さんのために、国に直接申請できる制度ができたので、勤めている事業所にその証明書を出してくださいということで、依頼者と一緒に行ったことがあるのですけれども、非常に抵抗されました。それはそのとおりで、労働法制を守っていないということを自己申告するようなのですから。そういういきさつがあつて、その事業者は年内で廃業することになりました。ですから、最低賃金を上げるどころか、そこに勤めている方は職を失ってしまったのです。非常に過酷な現実があるということ

実感しています。

特に、1,500円という金額について考えると、ちなみに人事課に、本市の大卒の25歳の単身者の職員、期末手当と共済保険料を除いた金額の時給換算が幾らか調べてもらいました。それによると、今1,282円だそうです。この金額というのが果たして、憲法で定められた健康で文化的な生活を保障していない金額なのかということになってしまうので、まずはその辺に普通の人近づけるように努力をすべきだと私は思っています。まずこの1,500円にすると、先ほど申し上げたとおり、零細企業の経営を直撃することになるということ。それから労働者は最低賃金の上昇分に見合った生産性が求められて、過重労働を強いられるということ。それから、それをコストに上乗せするとなると、物価が上がって、消費者が非常に困ることになる。それから、とにかく雇用の停滞、あるいは失業者を生むリスクが高くなるということを大変心配をしています。前回せっかく陳情を出していただいて、1,000円という意見書も出させていただいて、政府としてはようやくそうなったわけです。閣議決定で1,000円以上と決まったわけです。だけど、現実になっていないので、まずは確実に全国一律1,000円以上になるように、皆で知恵を出し合って、今頑張るときなのに、それに水をかけるようにさあ1,500円にしろということ、議会のほうから言うことは、私は無責任かなという気がしておりますので、この陳情を採択することには反対です。

○委員長 それぞれ御議論あろうと思いますが、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択であります。この採択を求めることにつきまして、それぞれの委員の皆様方から御意見を伺わせていただけますか。よろしいですか。それぞれどう考えるか、それを発言していただいて、その結果を見て判断していきたいと思っております。

○牧野直樹委員 私も今の中村委員と全く同じ考えで、1,000円という話になって、それがまだ守られていない、まだもっと低いということで、やはり一步一步やっていくのが地道な運動かなと思っています。この1,500円の陳情書を頂いて、このまま出すとか数字を変えとか、そういうことではないと思っています。変えることはできるとおっしゃった、それは少し違うなということで。陳情者の言うことは1,500円で陳情書を挙げてくださいということなので、これは無理かなということです。私もこの陳情書については反対です。

○柴田博委員 私はこの1,500円ということについては目指すということですので、早期に全国一律で1,000円を確立して、その後は1,500円を目指すということではないかと思っています。いろいろな調査の結果、先ほども説明ありましたが、最低限度の生活をするに当たって必要な金額というのは1,500円以上という調査結果も出ているわけで、そういう意味では1,500円目指すことについては、すぐに1,500円にしろということではありませんので、いいのではないかと思います。

それから、1,500円にもなったときに、中小企業が打撃を受けるのではないかと、倒産してしまうのではないかとということについては、この意見書案の中にもあるように、適切な中小企業への支援という意味で、企業側が負担している社会保障料、そういう部分を国が補填するというようなことで十分成り立っていくわけでありますから、1年で1,500円にするのではなくて、先ほど説明があったように、例えば年間700億円か800億円かというような支援をしながら、4年5年かけて1,500円を目指していくという意味では、別に1,500円という数字が入っていてもいいのではないかと思います。

○委員長 採択ということでもいいですか。

○柴田博委員 採択です。

○中村努委員 先ほど言ったとおり、反対です。内部留保をそちらに充てたらどうかというお話もあったのですが、結局内部留保できるような大きな会社の方は一部の方だけで、その内部留保が中小零細企業に回るわけではないので、ほとんど意味がないと思っていますし、よく諸外国の最低賃金の水準と比べられるのですが、全然環境が違って、外国には退職金もないし、期末手当という概念もないし、社会保障もないし、そういう中で、しかも年功序列でもないし、というような状況と日本の雇用状況をととても比較できるものではないので、先ほど申し上げたとおり、取りあえず1,000円をしっかりと頑張ってやっていくということにしたほうが、その点については前回検証を出していますので、今回改めて出す必要はないと思っています。

○青柳充茂委員 今日御丁寧な説明をいただいて、どうもありがとうございました。さっきから考えているのは、私の考えでは採択はしかねるという思いですけれども、それでは困るということだとは思っています。その趣旨採択みたいなことが可能なのか。ただ、趣旨も少し難しいなという感じがあって、非常に悩んでいます。

○委員長 結論はいかがですか。

○青柳充茂委員 ただ、もし後で採決されるときに、採択と趣旨採択と不採択と3つ提示されて、手を挙げることができるのであれば、そういう方法を取っていただければと思っています。

○横沢英一委員 私も考え方は分かるのですけれども、先ほど中村委員も言われたように、いろいろなことを総合するときに1,500円という金額を出すことは難しい。私は無理だと思いますので、趣旨採択のような感じだと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○篠原敏宏委員 私先ほど申し上げましたように、1,500円にするということが入っているのだとすると、これは根拠も薄いのではないかと思います。もっと理論的にも数字を精査するべきであるし、そういう中では、1,000円が1,500円になるという気持ちや動きは、先ほどお聞きして分かったのですが、これは待ってくれということで、私どもが意見書として出すにはこのまま採択するわけにはいきません。

○丸山寿子委員 私は最低賃金1,500円という文言ではなくて、全国一律最低賃金制度というところと、それから3番目にあります政府が中小企業に支援策をとるところを盛り込んだ意見書で、一部1,500円ということは載せないという意味では趣旨採択で意見書を出すのがいいと考えます。

○委員長 採択で意見書の修正を含めて。

○副委員長 陳情の一番の表題が、今いろいろと議論されているのですけれども、最低賃金と併せて中小企業支援の拡充を求めるという形になっています。したがって、いろいろな御意見がありましたけれども、私としては趣旨を採択していくべきであるという形で、この中小企業支援の拡充も意見書の中に盛り込めればいいのではないかと考えております。

○委員長 趣旨採択という意見があります。趣旨採択したときに、意見書を出すかどうか、その辺のこともお願いいたします。

○青柳充茂委員 通常、趣旨採択は意見書を出さないのが基本だと思います。もし意見書を出してしまったら、それは採択と同じです。このぐらいしっかり具体的な意見書がついてきますと、中身を変えてしまうと、この陳情の採択ではないことになってしまいますし、そこはすっきりさせたほうがいいと思います。趣旨採択は意見書

を出さない。

○**中村努委員** 今求められているのは陳情を採択にするのか不採択にするのか、趣旨採択するのかということ、その次の段階で意見書を出すか出さないか。不採択なら出さないということになるのだけれど。もし趣旨採択で意見書を出したいということになれば、それは議員提案で意見書案を出してもらわないと何とも言えないです。まずは、陳情の取扱いの結論を出したほうがいいと思います。

○**丸山寿子委員** 趣旨採択という意見が出たときは、趣旨採択をするかしないか議論して、趣旨採択しないとなったら、次の段階で採択か不採択かという進め方だと思いますので、趣旨採択をするかしないかをまず進めていただいて、趣旨採択しないとなったら、趣旨採択の選択はないので、そのように進めていただけたらと思います。

○**委員長** では、挙手でお願いします。趣旨採択をするという方については挙手をお願いします。

[挙手]

○**委員長** 3名。ほかの方は趣旨採択をしないですか。

[「はい」の声あり]

○**委員長** 5名が不採択ということでありますので。

○**横沢英一委員** 意見書の採択を求める陳情ですから、趣旨がどうかとか、先ほど言っていることのここは分かるがここは分からないという議論ではないと思うのです。ですから、とにかくこれは意見書の採択を求める陳情書ですから、単純にそういう採択をすればいいのではないかと思います。

○**委員長** だから趣旨採択はしないということでありますので、採択するか採択しないかの2点に絞って挙手をお願いします。採択しないという方。

[挙手]

○**委員長** 採択するという方。

[挙手]

○**委員長** 3人。私は不採択ですので、不採択が4名。採択が3名、棄権が1名。8名のうち、そういう結論が出ましたので、本委員会としては不採択ということに決定したいと思います。よろしいですか。

[「はい」の声あり]

○**委員長** 不採択と認めましたので、そのようにいたします。

○**総務部参事** 先ほど議案第11号の質疑の中で、消防車両のオークションの実績についてという点についてお答えさせていただきたいと思います。過去3年間のオークションによる売却の実績を申し上げますと、平成30年度につきましては、積載車1台とポンプ車1台を売却いたしまして、2台で171万555円の売却額でした。令和元年度におきましては、積載車1台を売却しまして、42万1,001円の売却額でした。昨年度、令和2年度につきましては、ポンプ車2台と積載車1台をオークションにかけておりまして、3台合計で214万3,000円の売却額でした。以上です。

○**柴田博委員** 分かればいいですけど、ちなみにどういう方が購入されているか分かりますか。

○**総務部参事** 個人と法人という分けのみでございまして、個人の場合も法人の場合もありまして、さらにその目的としまして、自家用はわずかで、ほとんどが転売目的の購入、取得という内容でございまして。

○**柴田博委員** 転売というのは外国に持っていったりという意味ですか。

○総務部参事 そのとおりです。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 以上をもちまして、当委員会に付託された議案審査全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての議案に対して御了承をいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、令和3年度6月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時18分 閉会

令和3年6月16日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長 中野 重則 印